

住宅改修

より安全な生活が送れるように住宅をリフォームする

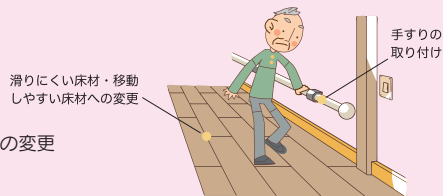
居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。（自己負担1～3割）

- 介護保険の要介護・要支援認定が必要となりますので、認定が無い方は事前に介護保険係にて認定申請を行ってください。
- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険担当課の窓口にご相談しましょう。

介護保険の対象となる工事

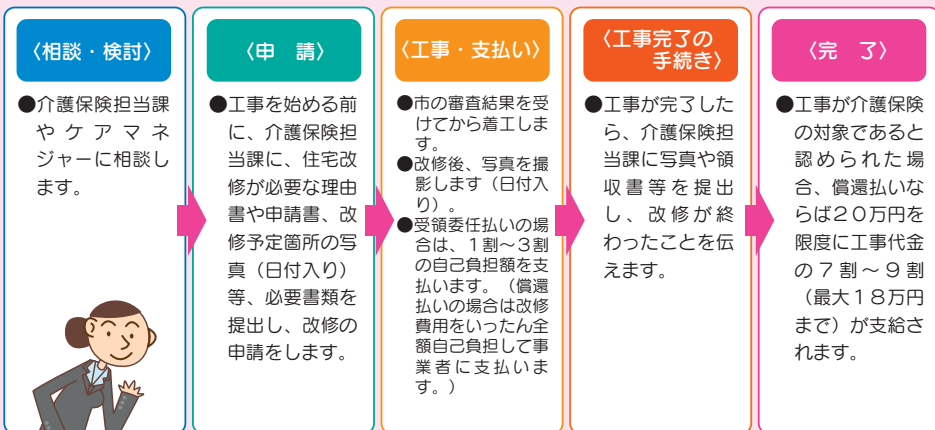
- 手すりの取り付け
 - 段差の解消（通路等の傾斜の解消）
 - 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え・撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え、位置・向きの変更
 - 段階の解消に付帯して必要となる工事として転落防止柵の設置（スロープ設置の際）
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



利用限度額/20万円まで（原則1回限り）

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※引越をした場合や要介護度が著しく（3段階以上）高くなった場合、再度支給を受けることができません。
- ※本人や家族などがリフォームを行うときには、材料の購入費が対象となります。

手続きの流れ（事前の申請が必要です）



地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らし続けたい

複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

- 小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円



小規模多機能型居宅介護とは

介護が必要になっても、住み慣れたご自宅で安心して生活が続けられるように、「通い」を中心に利用者の状況や希望に応じて、随時「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせる利用できるサービスです。

少人数の登録制のサービスなので、他の利用者や事業所のスタッフと顔なじみの関係を築けます。「通い」「訪問」「宿泊」のどのサービスもなじみの顔のスタッフが対応してくれるので安心です。「通い」で顔なじみになった事業所のスタッフが随時「訪問」「宿泊」にも対応してくれます。認知症の方など環境の変化に不安を感じる高齢者の方に特に最適です。

状況を把握しているスタッフが対応してくれるので、家族も、利用者も安心です。



事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。都道府県の「介護サービス情報公表システム」のホームページで閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをチェックしてみましょう。

